

福祉教育委員会記録

1 日 時 平成30年9月14日(金)

午前 9時59分 開会

午前11時42分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

委員長 藤 田 誠 一 副委員長 大 條 雅 久

委員 井 谷 幸 恵 委員 藤 原 雅 彦

委員 豊 田 康 志 委員 近 藤 司

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

・副市長 寺 田 政 則

・福祉部

部 長 白 石 亘 総括次長(健康子育て推進監) 藤 田 憲 明

次長(地域福祉課長) 伊 達 忠 幸 次長(子育て支援課長) 曾 我 部 み さ

次長(国保課長) 櫻 木 俊 彰 介護福祉課長 木 俵 浩 毅

生活福祉課長 桑 内 章 裕 介護福祉課参事(地域包括
支援センター所長) 古 川 哲 久

生活福祉課主幹 村 上 仁 志 地域包括支援センター主幹 伊 藤 美 幸

・教育委員会事務局

教育長 関 福 生 教育委員会事務局長 加 藤 京 子

総括次長(文化振興課長) 桑 原 一 郎 次長(教育力向上戦略艦) 榎 木 奨 悟

次長(スポーツ振興課長) 高 橋 利 光 次長 田 中 利 季

学校教育課長 井 上 毅 文化振興課参事 菅 春 二

学校教育課指導主幹 高 橋 美 鈴

6 委員外議員

なし

7 議会事務局職員出席者

8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

開会 午前9時59分

●藤田委員長：〈開会あいさつ〉

○副市長：〈あいさつ〉

◎福祉生活関係

口議案第67号 新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○桑内生活福祉課長：〈説明〉

〈質 疑〉

●藤原委員：進学準備給付金が新たに創設されたということだが、簡単にどういうものか説明してもらいたい。

○桑内生活福祉課長：進学準備給付金が創設された理由については、生活保護世帯の子供の大学進学率が、全世帯と比較して、大変低い状況にある。貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子供の自立を助長するためには大学等の進学を支援していくことが有効とされ、大学等に進学する者に対して、進学の際の新生活立ち上げの費用として、給付金を支給する制度が創設されたものである。具体的には、大学等に入学に伴い転居する者については30万円を、自宅から通学する者に対しては、10万円を支給する内容である。

●藤原委員：大学進学する場合、有利子、無利子含めて奨学金が希望する人には貸してもらえるが、この辺に関しては、一般の方と同じような手続きで構わないのか。

○桑内生活福祉課長：今回の進学準備金は、大学入学の準備資金として支給されるもので、奨学金については、一般の方と同じ手続きになると思う。ただ、低所得の方なので、安い利子の奨学金を利用すると思うが、そこについてはご自身で利用していただくことになる。

〈討 論〉

なし

〈採 決〉

全会一致原案可決

口議案第70号 新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○曾我部次長(子育て支援課長)：＜説明＞

＜質 疑＞

●井谷委員：3点の説明があったが、イメージしにくいので、1つずつ易しい言葉で説明してもらいたい。

○曾我部次長(子育て支援課長)：今回の改正は大きくいうと3項目あり、家庭的保育事業等における代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和。そして、家庭的保育者の居宅で保育が行われている場合に食事の提供について、特例としての外部搬入施設が拡大されたこと。3番目として、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理の規定の適用猶予期間が10年に緩和されたこと。いずれも条件的なものが緩和されたことである。

●井谷委員：それは、すべて家庭的保育に関することなのか。

○曾我部次長(子育て支援課長)：1番目の代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和については、家庭的保育事業者等となっているので、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育というそれぞれの事業をされている方が対象である。食事の件に関しては、家庭的保育事業のみが該当するものである。

●藤原委員：家庭的保育事業所というような発言だったが、具体的には新居浜市に何か所あり、どういうところなのか。

○曾我部次長(子育て支援課長)：新居浜市には、家庭的保育事業所等については、小規模保育事業をされるところが、市内で3カ所ある。事業所内の従業員の子供を預かりつつ、地域にも開放するという事業所内保育事業所が2カ所ある。トータルで5カ所。そして、家庭的保育事業はない。

●藤原委員：それぞれの施設の名前を教えてください。

○曾我部次長(子育て支援課長)：小規模保育事業所は、ちびっこワールドにはま園、ぼこ・あ・ぼこ保育園、かがやき保育園になる。事業所内保育事業所は、こども園みるみる、ひまわり乳児園の2園である。

＜討 論＞

なし

＜採 決＞

全会一致原案可決

□議案第71号 新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○古川介護福祉課参事(地域包括支援センター所長)：＜説明＞

＜質 疑＞

●井谷委員：介護支援専門員と主任介護支援専門員について、説明をお願いします。

○古川介護福祉課参事(地域包括支援センター所長)：介護支援専門員は、要介護者、要支援者からの相談に応じて、心身の状況等に応じて、適切なサービスを受けられるようにサービス事業者等との連絡を行うものと定義されている。実際には要介護認定、要支援認定を受けられた方が適切な生活を続けられるようにケアプラン

の作成や関係事業者との調整業務を行うものである。主任介護支援専門員については、平成18年の介護保険法改正で新たに誕生した資格になるが、保健医療サービスや福祉サービスを提供する者との連絡調整や多職種連携を地域において進めていく役割で、また、ほかの介護支援専門員に対する助言、指導等を行う立場の者である。上位職と考えていただけたらと思う。

●井谷委員：給与の違いについてはどうなのか。

○古川介護福祉課参事(地域包括支援センター所長)：給与については、民間の事業所のことであり、把握する立場ではない。ケアマネジャーと主任ケアマネジャーは、小学校の教室で例えると、班長と班員であったり、学級委員と生徒のような関係で、学校の先生が保健者の新居浜市介護福祉課という形になる。それぞれの事業所でそれぞれの職をそそえていくが、この度の介護保険法改正で、各居宅事業所の管理者が主任ケアマネジャーになることが、今後義務付けられ、経過期間が始まったところなので、今から先は各居宅事業所には、一人事業所でない限り、主任ケアマネジャーが必ずいて、そしてケアマネジャーがいる。そのような関係の中で指導性が発揮されたり、スキルアップが図られる体制になっている。

●井谷委員：そのような人が必要になってきた背景はどうなのか。

○古川介護福祉課参事(地域包括支援センター所長)：介護保険が目指している方向は、必要な方に必要なサービスを提供して、生活の維持を図っていくことが基本の部分である。また、要介護の方でも維持改善を図り重度化を防止する。要支援の方は、介護にならないように維持改善を図りながら、自立を目指していく。総合事業の方は、ご自身で頑張るもしくは地域の支えの中で保険を使わなくても大丈夫なところを目指していく。その方向性の中でその方にかかわる必要な情報連携やアプローチをうまく支えていくために、医師、歯科医師、リハビリテーション専門職、薬剤師、栄養士などのいろいろな職種の方をコーディネートしていく立場の者が必要になるということである。主任介護支援専門員は、いろいろな職種の方との連絡調整、多職種連携を進めていく立場になるので、高齢者が安心して生活できる社会を作るという介護保険が目指す部分で中心になる職である。

●井谷委員：主任介護支援専門員は、どういう人がどういう事をして主任になるのか。

○古川介護福祉課参事(地域包括支援センター所長)：平成25年度以降、一年度内に介護支援専門員にかかる研修の企画や講師、ファシリテーターの経験があること。また、修了書の出る法定外研修を同一年内に4回以上修了していること。日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、園外発表等の経験があること。そして、十分な知識と経験を有するということが愛媛県が適当と認めるもの。以上のような複数の条件のうち一定の要件を満たした方で、介護支援専門員向けの専門課程の研修を経た後に、70時間に及ぶ研修を経て資格を取得されるといった大変厳しい資格である。

<討 論>

なし

<採 決>

全会一致原案可決

□議案第73号 平成30年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○藤田福祉部総括次長（健康子育て推進監）：＜説明＞

＜質 疑＞

●井谷委員：40ページの介護予防・日常生活支援について、どういう内容か詳しい説明をお願いしたい。

○木俵介護福祉課長：介護予防・日常生活支援については、地域支援事業といわれるもので、それに対する支払基金からの平成29年度の概算払いの交付金を精算した結果、交付金の額が足りなかったもので、追加をいただくものである。地域支援事業の内容としては、介護予防事業や日常生活支援事業などいろいろあるが、主なものとして、総合事業といわれるもの、包括支援センターの管理費、介護予防一般高齢者施策事業やシルバーボランティアなどの事業があり、そういったものを総合して地域支援事業といっている。

＜討 論＞

なし

＜採 決＞

全会一致原案可決

休憩 午前10時29分

再開 午前10時32分

◎教育委員会関係

□議案第69号 新居浜市銅山の里自然の家設置及び管理条例を廃止する条例の制定について

○高橋次長（スポーツ振興課長）：＜説明＞

＜質 疑＞

●藤原委員：説明があったように地すべり等があるということで、十分に理解して、今回は廃止だと思う。近くに東平歴史記念館があるが、地すべりの影響は問題ないのか。

○高橋次長（スポーツ振興課長）：平成29年度に実施した東平地すべり観測の結果によると、平常時、特に注意を要さないレベルと判断されるが、豪雨時には連続雨量400mm程度で地表に変位が発生する可能性があり、注意を要するとなっている。また、東平地区の排水、湧水の状況は、湧水等が地すべり土塊内に浸透すると地すべり内の地下水位が上昇し、活動を助長し、豪雨時に地すべり活動が活発化することからも湧水時の適切な処理が必要となっている。東平記念館への導線である市道河又東平線は、連続雨量200mmで通行止めの措置が取られていること。すでに東平に上がっている人は、連続雨量200mmになる以前に下山し、東平に上がるうとする人は連続雨量200mmの時点で通行止めになることから、変位が発生する可能性のある連続雨量400mm程度の時点では、東平には観光客はいないというような状況であるため、東平記念館への観光客への影響は、ないものと考えている。

●大條委員：銅山の里自然の家は解体撤去という方針で進めていると思うが、完全に解体される見込みはいつ

頃になるのか、また、解体までの管理等について、担当課はどこになるのか。

○高橋次長(スポーツ振興課長)：解体期間については、現在のところ16カ月を予定している。16カ月かかる理由として、冬季である1月、2月の2カ月間は、東平地域において積雪や凍結が想定されるため、導線となる市道河又東平線が凍結し、工事車両等が現地に入れず作業ができないということ。また、ゴールデンウィークや夏休み、紅葉時期の東平記念館への観光客が多い時期については、お客への影響がない程度に業務量を減らすことを想定していること。さらに、現地で解体作業を行うために、重機や車両が通行できる新たな作業道を設営する必要があるためである。解体までの管理については、スポーツ振興課が行うことになる。廃止後の施設の管理のあり方について、地権者である住友林業と事前協議したところ、施設の廃止が決まれば、今までのように管理人を常駐させる必要はないが、定期的な見回りをお願いしたいということであるため、今後は東平記念館の指定管理者に見回り等について、委託できないかを考えていきたい。

●大條委員：聞いたかった中の一つに解体が全部終わるまでの管理で、最近人がいなくてあれただけの施設だから、勝手に立ち入ったりということがあるかもしれないが、あまり人手をかけるのも考え物なので、注意をしなければならないという点。もう一つが撤去後の跡地について、地権者に更地で返したら、地権者は植林をするのか、もしくは現況の更地のままなのか。そこら辺はどういう方向になるのか。

○高橋次長(スポーツ振興課長)：自然の家の敷地については、昨年10月15日に土地使用賃貸借契約を更新し、平成32年10月14日までの貸借期間となっている。自然の家の施設解体後については、土地使用賃貸借契約書に貸借期限が到達したとき、または新居浜市側の都合により契約を解除する場合には、新居浜市が付属させたものを住友林業に無償で撤去し、原状に復して貸借地を返還することと記載しているため、現状に復することになるかと思う。ただ、跡地の活用については、住友林業からは詳しいことを聞いていない。ただ、今までの経緯では、植林されているところが多いので、植林される可能性が高いと思う。

<討 論>

なし

<採 決>

全会一致原案可決

□議案第72号 平成30年度新居浜市一般会計補正予算(第2号)

○桑原教育委員会事務局総括次長：<説明>

<質 疑>

●大條委員：小学校、中学校の施設環境整備事業について、本会議で質疑をしたが、改めて聞きたい。7月23日の福祉教育委員会で、夏に行われた学校施設内のブロック塀等の現況調査の報告をいただき、小中学校のブロック塀についてというレポートの中で危険とされたのが角野中学校1校で、40点以上55点未満で要注意とされたのが10校であった。今回の学校施設整備事業で危険、要注意とされた学校内のブロック塀等は全て改修されるのか。

○井上学校教育課長：要注意とされた10校について、今回の補正予算分については、宮西小学校、浮島小学校、垣生小学校、大生院小学校、東中学校と泉川中学校の正門部分となっている。なお、高津小学校については当初予算での対応としている。残りは多喜浜小学校と南中学校であるが、多喜浜小学校については、今回の補正予算ではないが、ブロック塀が民地部分と接しており、今年度に民地部分のブロック塀を撤去する計画である。フェンスについては予算的な措置がないので来年度の予定である。南中学校については、東側のプールと土手との間で、自転車置き場とかがあり、現在、人が通るところではないため、地震で倒れたとしても支障はないと考えている。今年度中の撤去は今のところないが、国のほうで補助等も検討されていることから、適宜適切な時期に対応したいと考える。なお、多喜浜小学校と南中学校については、学校のほうで注意喚起の紙を用意し、掲示することになっている。

●大條委員：聞いたのは要注意とされた10校と危険とされた1校である。

○井上学校教育課長：角野中学校については、プール部分であり、今回の9月補正ではなく、夏休み中にブロック塀を撤去し、ブロック塀がない状態である。フェンスについては来年度以降の国の予算等も勘案しながら、来年度以降設置したいと考えている。

●大條委員：担当課長もだが教育長にも聞きたいのが、何のために6月の大阪の地震の痛ましい事故を受けて、建築士による市内の学校施設のブロック塀の点検、調査をされたのか。今回の補正予算で危険とされたところはもちろんだが、要注意とされた部分も撤去、改修に入っていない。一応安全とされたところもブロック塀を全部なくそうという趣旨ならば、それはそれで理解できる。例えば、唯一危険とされた角野中学校のプールに関して、私も確認したがブロックは撤去されており、場所によっては4m近くあるプールの床と地上との境がなくなっている。例えるとビルの屋上に塀がない状態である。プールの授業がないからいいだろうという考えだとしても、そこに体育の授業や部活でサッカーボールなどが入ったりしたら、生徒自身が取りにいかねばならない。そういったときへの対応は、境を撤去しただけで、半年や1年以上もかかるかもしれないというのは、理解できない。要注意とされた南中学校も見たが、北側の武道場の横には水場や自転車置き場もあり、生徒が立ち入らない場所ではない。日常的に立ち入る場所で、なおかつ土手から土砂が崩れて、川側のブロック塀の下から3分の1までが埋まっている。武道場のほうは桜の根が育ったからか、コンクリートにやり直しているところがある。ほかのブロック塀のそばにも桜の根が近づいており、要注意というのは素人が見てもわかる。また、東中学校は事故があった大阪の学校と同じようにプールの周りがブロック塀で、プールの床が地上と2mから3mの差がある。それぞれは撤去だけではなく、いつ安全な状態になるのか。

○井上学校教育課長：角野中学校の北側については、ボールが飛んでくる等の該当部分ではないので、該当する部分はプールの東側のブロック塀をのけた部分だと思う。グラウンドとプールの間には防球ネットが張られており、影響があるとすれば、ブロックをのけた数メートルの部分になろうかと思うが、その部分については、学校のほうも注意喚起している。角野中学校については、今後ロープを張るなど何らかの対応を考えたい。南中学校については、言われるように人が接する部分もあるが、自転車置き場の部分については、自転車を置くところの先になるので、通常歩くところとは想定されていない。注意喚起している状態であるが、今後は張り

紙もするようにしている。東中学校のプールについては、東側と南側は、民地との境であるので撤去をし、ボールが飛んでくるところではない。西側のブロック塀については、角野中学校と比べて、グラウンドからボールが入る可能性があり、ブロック塀を残した状態で、注意喚起の張り紙を張るようにしている。

●大條委員：地震になれば危険なところはいっぱいあると思う。私の自宅もブロック塀が高いから、どうやって低くしようかと悩んでおり、今度の助成制度で手を挙げようかなと思っている。今回、6月の事故により、市内の学校施設で死者やけが人が出ないほうが良いということで対応されたと思う。建築士の点検で安全や一応安全と言われたところもある。しかし、11の小中学校が危険や要注意と指摘を受けたじゃないか。補正予算をわざわざ組み、ブロック塀等の危険な箇所をなくし安全にしようというのに危険と言われた箇所が外され、要注意の箇所が積み残しになるのがわからない。補正予算もしくはほかの費用でも対応していただけるならいいが、危険や要注意と言われたほうが後回しというのがわからないから聞いている。

○関教育長：大條委員にご指摘いただいたように子供の安全性の確保をまず第一に対応すべきであると認識している。その中で今回、小学校と中学校を対比した場合に、小学校を優先したという経緯はあるかと思う。中学生の場合、注意喚起などを促すことによって、プールの壁面等への対応は、小学生よりはできるのではないかという判断が加わっているのは間違いないと考える。来年度、国のほうの当初予算段階での予算計上も想定されているので、その中で取り壊しをまずやって、その後で財源的なものを加味しながらフェンスへの移行も対応していきたいというのが、現段階での予算査定受けての対応と理解している。

●大條委員：再度聞きたい。教育長もご覧になったと思うが、7月23日に開催した前回の福祉教育委員会のとときに一覧表をいただき、このとおりだと理解した。なぜ危険度に応じて対応しないのか。確かに、新聞やマスコミに通学路、通学路といっぱい言われたが、今回の補正予算は子供の安全のためではなくマスコミ対応で、とりあえず外から見える通学路のブロック塀だけやろうという発想なのかと、私はそこまで疑う。一番危険と言われたところを後回しなのだから。一方で通学路という名称で安全と言われた船木小学校、船木中学校、川東中学校は、事前説明では今回の予算に入っており、撤去だけでなく改修までやるわけである。それがわからない。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

○井上学校教育課長：安全と点検された中で、今回補正予算に挙がっている部分についてであるが、船木小学校は、今回の補正の中には入っていない。船木中学校については、70点以上ということで安全ということであったが、通学路の中と設定した中では不適合といった結果であるので、70点以上でも今回補正対応となっている。

○加藤教育委員会事務局長：追加をさせていただくとこの不適合というのは、作ったときには当時の建築基準法に適合していたけれど、改正後の建築基準法では不適合という意味の不適合である。私たちが感覚的に不適

格と言ったものではない。

●大條委員：不適格の基準は、詳しく聞いていないが、不適格と判断されて対応するのはぜひ進めてください。ただ、建築士に市内の小中学校、幼稚園を全部見てもらい、危険や要注意とされたところの優先順位が低いのがわからない。後回しにしているのかということも申し上げている。例えば、東中学校のプールだって、すぐそばに道路や通学路がないから、いいのかということ。グラウンドの端とはいえ、グラウンドの中にある。角野中学校も同じで隣が畑だからといって、人が立ち入るかもしれないし、プールの床面は何もなくなっている。道路の北側からだと100m離れても、飛び込み台が見える。グラウンド側の東の3分の1は観覧席で見えないが、それ以外の三方は何もない状態であり、いつまでほっとくのか。不適格なところが100個あって、100個同時にできないといけないなんて無理なことと言わないが、今回建築士が全部点検して危険、要注意とされたところは不適格とされたのと同様に急がないといけないのではないかと。

○寺田副市長：いずれにしても、子供の安全、命にかかわることである。ほどなく国の助成制度も明らかになると思うので、そういった財源も活用し、できるだけ早く危険箇所については対応したいと思う。

●豊田委員：あかがねマラソンについてであるが、日程を決められるときにデメリットとメリットなど配慮して日程を決められていると思うが、決められた経緯は。

○高橋次長(スポーツ振興課長)：昨年度は、本年の1月14日に開催した。いろいろな参加者の意見を受け、今回ハーフマラソンに最長距離を伸ばした。コースを設定するとき、交通規制で市民の方々にできるだけ迷惑をかけないようなコースをとれないかということになり、清滝トンネルの前まで行くような形になっている。

1月には道路の凍結が一番心配され、凍結すれば走れなくなることから、できるだけ凍結が避けられるような日程を組むということが第1点。第2点目としては、小中学生にもできる限りたくさん参加してもらいたいということで日程を検討した結果、中学生は11月中に期末テストが終わっており、12月は動けるのではないかと意見もいただいたので、その点も考慮して12月の日程となった。

●豊田委員：市内の状況についてはよくわかった。あと、最近12月は大きなマラソンが中止に追い込まれているような経緯がよく見受けられる。これはおそらく、あまりにもいろんなところがマラソン大会を開催しており、いい記録が出やすいところや対応、サービスがいい大会に流れて、その大会が中止になったというような経緯もよく耳にする。新居浜市以外から来られる方からの意見だと思うが、12月のその時期にやられて、ほかのところとかち合うような、そういった部分の声はあるのか。

○高橋次長(スポーツ振興課長)：昨年度のあかがねマラソンについては、四国中央市のやまじ風マラソン、西条市のうちぬきマラソンと全く同じ日程であった。距離にすれば、四国中央市が10km、新居浜市が15km、西条市がハーフマラソンということで、日程が被るのはお互い相乗効果がないというような声も確かにあった。そして、どうしてこの日程になったのかといろいろ検討したが、愛媛マラソンが3週間後にあり、調整期間にちょうどいいということで皆さん走られているのではないかと考えている。そういった点を考えて、本年は12月にしているが、西条市も四国中央市も今年は日程が重なっていないので、そういった点についての問題はある程度クリアできていると思う。

●藤原委員：中学校空調設備整備事業を前倒しで設計業務をする。これに関しては、別に何も言うことはないが、これは教育委員会というよりも、新居浜市の全体的な考え方を確認したい。当初、今年度は小学校にエアコン設置の設計ということで予算計上されて、粛々と前に進んでいる。今年の夏は暑く小学生が熱中症で亡くなり、全国的に学校にエアコンをつけなくてはならないという流れの中で、小学校の設計業務に関しては、当初予算の説明の中で国庫採択ができれば、その準備としてやるということで始まったと思う。先ほど言った死亡事故に基づいて、政府のほうから来年度に全国的にエアコンをつけるような予算措置をしたいということが夏頃にあった。今日、愛媛新聞の方がおられるが一つのきっかけになった一覧表には、新居浜市は来年度小学校にエアコン設置予定という文言があり、それを見て新居浜市民の父兄、子供たちは、来年には絶対にエアコンがつくという認識を十分に持っている。ここで聞きたいのは、当初新居浜市の考えとしては、絶対につけるというわけではなく、国庫採択などの国の動向いかんによって判断するという感じだったが、政府の見解や世の中の流れなどを見て、極端に言えば来年度の国庫負担の有無や金額に関係なく、新居浜市としてエアコン設置に対して、どのように考えているのか。

○関教育長：財源として何とか国庫補助をもらう方向で努力したいと思っている。今年の夏の状況等を見たときに、今の子供の学習環境としてはあまりにも厳しい状況にあるので、教育委員会としては、少なくとも来年度にまずは小学校に設置できるような方向で、財源獲得に向けて最大限の努力をしていく。中学校をあえて前倒しにしたのは、来年度事業として、おそらくは補正対応になる気もするので、できるだけ早い時期に準備をし、それに乗り遅れないような対応をしたいということで、もし財源的にも豊かなものが、国庫補助でもいただけるのであれば、できるだけそれを前倒しにしたいという思いが込められて、今回の予算要望となっていることを理解いただけたらと思う。

●藤原委員：当然だと思う。教育委員会としては、ぜひつけたいというのは十分にわかる。だから新居浜市としてはどうなのか。

○寺田副市長：教育委員会の考えも含めて、十分に協議をしたいと思う。

●藤原委員：グレーゾーンということだね。それは構わないが、父兄や子供は、来年にはつくと思っている。要望にはなるが、つかなかったときに、ぜひともきちんとした説明をできるような体制をとっていただきたい。

●井谷委員：来年の夏までにということ、できたら7月の暑くなるまでにはとみんなが希望している。工事期間もあることだとは思いますが、夏までにという点ではいかがか。

○井上学校教育課長：現在、小学校のほうの実施設計をしている。国のほうで平成31年度の前倒しがされたとしても、実際工事にかかると、大きな音が出る工事がある。大きい音が出る部分については、長期休暇中に行うことも工程の中で考えていく必要がある。教室も多い中で、来年の夏休みまでに設置するという事は現在では難しい状態であるが、できるだけ早く稼働できるような工程を考えていきたい。

●大條委員：体育施設費のホストタウン推進事業だが、説明にあった旅費、通訳、ガイド、そして練習場の整備ということで、練習場の機材の整備がされれば、これをきっかけにレガシーという実質市民のための施設整備が進むということでもいいことだと思う。旅費の対象者を教えてほしい。

○高橋次長(スポーツ振興課長)：旅費については、東京もしくはサウジアラビアに行くとするれば、現地に行って協定書を結ばなければならないということで、市長と市の職員3名、費用弁償として愛媛県ウエイトリフティング協会1名の旅費を今のところ考えている。

●近藤委員：部活動の指導員の配置費用ということだが、今年は北中と角野中と聞いているが、今後の予定として、どのような形になっていくのか教えてほしい。

○井上学校教育課長：これは県の補助事業であり、国も平成31年度に向けて、部活動指導員について予算措置をしようとしているので、角野中学校と北中学校の2名については、来年度もしていきたいと考えている。この事業については、当初の予定では3年間ということで計画している。

●近藤委員：この2校だけではなく、ほかの学校からも要望が来ている。部活動指導員の配置が制度化されているということで、市として、最終的には全校的に指導員の配置をするのかどうか。また、補助金がなくなった場合、市単独でもやる気があるのかどうか教えてほしい。

○井上学校教育課長：この事業については、担当する部活動の競技経験がなく、専門的な指導ができないことや教務主任等組織を取りまとめる役職についていること等の条件に該当すれば、その部活動について、指導員を配置するということであり、現在市内の中学校の外部指導員は17名いるが、この条件に該当する方がこの2名である。県の補助事業であり、来年度に向けての要望調査等もないが、新規の指導員について、該当者がおり、県の補助事業の中で応募できるようであれば、その中で対応していきたいと考えている。県の補助事業が終わった場合に市の単独事業で行うかということについては、10月以降に指導員として従事してもらい、それぞれの部活動での必要性等も調査した中で、必要ということになれば、予算要望についても検討していきたい。

○関教育長：補足するが、今回の部活動指導員の配置は国の事業としてやり始めた事業である。この背景には、教員の働き方改革、負担減を目指していこうという事業で、今年度が4,500人分の配置ということで国は制度をスタートしたが、来年度の概算要求の段階では、1万2,000人にふやすという方向付けをしているようである。単純に3倍ぐらいの増員枠を想定しており、教員の負担軽減を進めていく方向は、スクール・サポート・スタッフと同様に今後加速していくのではないかと想定している。その動向を見ながら、新居浜の教師の負担が少しでも軽減されるような方向性をじっくり考えていきたいと思う。

●近藤委員：この指導員が配置された場合でも、中学校の部長や監督などがいなかったら、市内の大会に出られないとか、また水泳などは学校に部活動がないから入れないとかもあろうかと思うが、こういう配置員がいたら、市内の大会にも出られるようになるのか。

○関教育長：部活動指導員の資格に当たっては、いろいろな研修などを行い、その上で、大会への派遣の際の随行等も任せられるような制度設計にしているので、近藤委員が言われたような対応も少なくともこの2名においては、現在できるような形である。

●豊田委員：方向性も聞こうと思っていたが、方向性については、教育長の話で概略がわかった。教員の働き方改革の中でというような目線の話をしたと思うが、僕らからしてみると逆にジュニアの競技力アップの目線から見ていただきたいのが非常に強い。松山市や高松市などの大きいところについては、クラブジュニアチ

ームがたくさんあり、その中で技術力についても専門的な方が指導されるというような環境が整っているが、地方に行けば行くほど、技術的なものを教える制度が非常に低くて、レベルの差がどうしてもできてしまう。3倍とかというレベルではなくて、各体育協会であれば、サッカーや水泳にしろ、指導員のコーチを養成する免許等も出されているが、そういったシステムを早めに充実させていただきたい。パワハラで過度の精神論的な指導をされる方もいろいろと問題になっているが、ただ単に技術的なものを教えるというようなことを目的とされているのであれば、そういった専門的な方を多く中学校に導入してもらい、技術のレベルアップに従事していくような考え方も推進していただきたい。

<討 論>

●近藤委員：大條委員が質疑された小中学校のブロック塀の危険な箇所や未改修の箇所について、副市長もできるだけ早く改修に当たるとのことだが、ほっておいてもし事故が起きたら、本当に大変なことになるので、危険性がないように応急的な対応をしてもらいたい。

●大條委員：近藤委員にも言っていたので心強いのだが、小学校も中学校も災害時の避難所として予定されている。そういうこともあり新居浜市は学校施設の耐震化を急がれたのは正解だったと思うが、避難所となる学校の施設に不安要素や心配点がわかれば、早くそれを取り除いていただきたい。災害時は特別なときかもしれないが、それがひいては平常時の子供の安全にもかかわることだと思うので、気づいた不安点は早急に解消するということをぜひ進めていただきたいと思う。

●藤原委員：エアコンについてだが、様々な財源的な問題があると思う。ここでは選択と集中ということで、新居浜市また全国的にも小学校にエアコンをつけるのはもう仕方がない、当然つけなければいけないという流れがあると思う。それを考えると来年につけるのが一番のときだと思うし、これを見逃せばまたそういうときを失うという気がするので、来年は、たとえどういふことがあろうともぜひともつけていただきたいという要望をあげる。

<採 決>

全会一致原案可決

閉会 午前11時42分

福祉教育委員会付託案件表

平成30年9月14日

○福祉部関係

議案第67号 新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第70号 新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 平成30年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算(第2号) ページ
..... 8~10・38~43

○教育委員会関係

議案第69号 新居浜市銅山の里自然の家設置及び管理条例を廃止する条例の制定について

議案第72号 平成30年度新居浜市一般会計補正予算(第2号)

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 第10款 教育費 3・4・30~34

第2表 継続費補正 追加 5